

第78回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

大阪市中央区伏見町四丁目3番9号
HK淀屋橋ガーデンアベニュー
阪和興業株式会社 7階会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬設定の件

お知らせ

ご来場株主様へのお土産の配布はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

 **HANWA**
阪和興業株式会社

証券コード：8078

招集ご通知

証券コード8078
2025年6月4日

株 主 各 位

大阪市中央区伏見町四丁目3番9号

阪和興業株式会社

代表取締役社長 中川 洋一

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のウェブサイトに掲載しておりますので、アクセスの上ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.hanwa.co.jp/ir/stock/meeting.html>



上場会社情報サービス（東京証券取引所ウェブサイト）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



株主総会ポータル（三井住友信託銀行）

<https://www.soukai-portal.net>

同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・初期パスワードをご入力ください。

銘柄名（会社名）「阪和興業」又は証券コード「8078」にて検索し、基本情報、縦覧書類/PR情報をご選択ください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は郵送により議決権を行使することができます。各議案の内容は、株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討いただき、3ページ及び4ページに記載の「議決権行使方法についてのご案内」に従って、**2025年6月25日（水曜日）午後5時まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区伏見町四丁目3番9号 HK淀屋橋ガーデンアベニュー
阪和興業株式会社 7階会議室

3. 目的事項

報告事項

- (1) 第78期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第78期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬設定の件

その他株主総会招集に関する事項

1. 法令及び当社定款第18条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、以下の事項につきましては、インターネット上に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は以下の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告：会計監査人に関する事項、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及びその運用状況の概要
 - ②連結計算書類：連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - ③計算書類：株主資本等変動計算書、個別注記表
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、各ウェブサイトにおいてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載することにより、お知らせいたします。
3. 定時株主総会の決議につきましては、当社ウェブサイト（<https://www.hanwa.co.jp/>）に掲載する方法によりお知らせいたしますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

以上

議決権行使方法についてのご案内

当日ご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

- 本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 当日はフールビズにて実施させていただきます。
株主の皆様におかれましては軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2025年6月26日（木）午前10時

当日ご出席されない場合

郵送による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

- 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案に賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。

行使期限

2025年6月25日（水）
午後5時到着分まで

インターネットによる議決権の行使



次ページの案内に従って、議案に対する賛否のご入力をお願いいたします。

行使期限

2025年6月25日（水）
午後5時受付分まで

重複して行使された議決権の取扱いについて

- インターネットと郵送により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

【機関投資家の皆様へ】議決権電子行使プラットフォームのご利用について

本総会につき、株式会社「IC」が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法により議決権を行使していただくことも可能です。

インターネットによる議決権行使方法のご案内

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使[®]トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

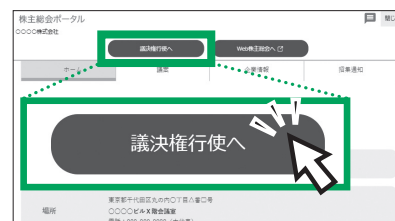
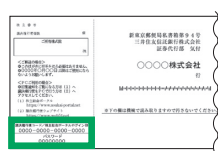
以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック！

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 1・4・7・10月の第1月曜日午前0時～午前5時は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ先

※三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間)

午前9時～午後9時



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への継続的な利益の還元を経営の最重要政策の一つとして考えております。株主の皆様に対しては安定した配当を継続して実施することを第一義とするとともに、持続的な企業価値の向上に努め、中長期的に配当額の増加を目指してまいります。

また「中期経営計画 2025」の計画期間におきましては、単年度業績の影響を受けにくく、安定的且つ累進的な配当を目指して、株主資本に応じた配当水準を示す株主資本配当率（DOE）を採用し、期首の連結株主資本に対してDOE2.5%を下限の配当水準とすることとしております。

上記の基本方針に基づき、当事業年度の剰余金配当につきましては、経営成績や財政状態などを総合的に勘案し、1株当たり期末配当金を120円といたしたいと存じます。

1 配当財産の種類	金銭といたします。
-----------	-----------

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき120円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は4,845,928,320円となります。 また、当社は2024年12月に1株につき105円の間配当を実施しておりますので、当期の年間配当金は1株につき225円となります。
------------------------------	--

3 剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月27日
------------------	------------

第2号議案 定款一部変更の件

現行の定款の一部を以下のとおり変更いたしたいと存じます。なお、本議案に係る定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

1. 変更の理由

(1) 当社は、取締役の職務執行の監査などを担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除などの変更を行うものであります。

(2) 上記の各変更に伴う条数及び字句の修正など、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は、変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条（記載省略） 第4条（機関の設置） 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ①取締役会 ②監査役 ③監査役会 ④会計監査人 第5条（記載省略） 第2章 株式 第6条～第11条（記載省略） 第12条（株式取扱規則） 当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	第1章 総則 第1条～第3条（現行どおり） 第4条（機関の設置） 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ①取締役会 ②<u>監査等委員会</u> （削除） ③<u>会計監査人</u> 第5条（現行どおり） 第2章 株式 第6条～第11条（現行どおり） 第12条（株式取扱規則） 当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会又は<u>取締役会</u>の決議によって委任を受けた<u>取締役</u>において定める株式取扱規則による。

現行定款	変更案
第3章 株主総会 第13条～第18条（記載省略） 第4章 取締役及び取締役会 第19条（取締役の員数） 当会社の取締役は25名以内とする。 （新設） 第20条（取締役の選任） 取締役は株主総会において選任する。 2.（記載省略） （新設） （新設） 第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。	第3章 株主総会 第13条～第18条（現行どおり） 第4章 取締役及び取締役会 第19条（取締役の員数） 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は25名以内とする。 2. <u>当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u> 第20条（取締役の選任） 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役と区別して</u>、株主総会において選任する。 2.（現行どおり） 3. <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> 4. <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 第21条（取締役の任期） 取締役（監査等委員である取締役を除く。<u>以下この項において同じ。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。

現行定款	変更案
(新設)	<u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新設)	<u>3. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間と同一とする。</u>
第22条（代表取締役及び役付取締役の選定並びに相談役及び顧問の委嘱） 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。	第22条（代表取締役及び役付取締役の選定並びに相談役及び顧問の委嘱） 取締役会は、その決議により、 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u> 代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役副会長及び取締役社長を選定することができる。	2. 取締役会は、その決議により、 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u> 取締役会長、取締役副会長及び取締役社長を選定することができる。
3. （記載省略）	3. （現行どおり）
第23条（取締役会の決議の方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、 <u>出席した取締役の過半数で行う。</u>	第23条（取締役会の決議の方法） 取締役会の決議は、議決に加わることで <u>出席した取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</u>
2. （記載省略）	2. （現行どおり）
第24条（取締役会の招集） 取締役会の招集通知は会日より3日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。	第24条（取締役会の招集） 取締役会の招集通知は会日より3日前までに各取締役に対し発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
(新設)	<u>第25条（重要な業務執行の決定の委任）</u> <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>
第25条～第27条（記載省略）	第26条～第28条（現行どおり）

現行定款	変更案
第5章 監査役及び監査役会並びに会計監査人	(削除)
第28条 (監査役の員数) <u>当会社の監査役は5名以内とする。</u>	(削除)
第29条 (監査役の選任) <u>監査役は株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> <u>3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>	(削除)
第30条 (監査役の任期) <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。但し、前条第3項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該監査役の任期は補欠監査役選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>	(削除)
第31条 (常勤の監査役及び常任監査役) <u>監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> <u>2. 監査役会は、その決議により監査役の中から別に常任監査役を選定することができる。</u>	(削除)

現行定款	変更案
第32条 <u>(監査役会の招集)</u> <u>監査役会の招集通知は会日より3日前までに各監査役に対し発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u>	(削除)
第33条 <u>(監査役会規則)</u> <u>監査役会に関しては、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	(削除)
第34条 <u>(監査役の責任免除)</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u>	(削除)
第35条 <u>(会計監査人の責任免除)</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u>	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	第5章 監査等委員会及び会計監査人
(新設)	第29条 (常勤の監査等委員) 監査等委員会は、その決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	第30条 (監査等委員会の招集) 監査等委員会の招集通知は会日より3日前までに各監査等委員に対し発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
(新設)	第31条 (監査等委員会規則) 監査等委員会に関しては、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
(新設)	第32条 (会計監査人の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
(新設)	2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。
第6章 計算 第36条～第38条（記載省略）	第6章 計算 第33条～第35条（現行どおり）
(新設)	附則 第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第78回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。以下本条において同じ。）の会社法第423条第1項の責任の免除及び同責任に関して監査役と締結済みの責任限定契約については、同定時株主総会における変更前の定款第34条の定めるところによる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現任の取締役全員（11名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）10名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位	取締役会出席回数 (2024年度)
1 *	なかがわ 洋一 中川 洋一	男性 再任 代表取締役社長	16回/16回 (100%)
2 *	やまもと 浩雅 山本 浩雅	男性 新任 副社長執行役員	—
3	はた なか 康司 畠中 康司	男性 再任 取締役副社長執行役員	16回/16回 (100%)
4	ささやま 陽一 篠山 陽一	男性 再任 取締役専務執行役員	16回/16回 (100%)
5	まつばら 圭司 松原 圭司	男性 再任 取締役専務執行役員	16回/16回 (100%)
6	ほん だ 恒 本田 恒	男性 再任 取締役常務執行役員	16回/16回 (100%)
7	ほり 龍児 堀 龍児	男性 再任 社外 独立 取締役	16回/16回 (100%)
8	なか い か め ぞう 中井 加明三	男性 再任 社外 独立 取締役	16回/16回 (100%)
9	ふるかわ 玲子 古川 玲子	女性 再任 社外 独立 取締役	16回/16回 (100%)
10	さとう 千佳 佐藤 千佳	女性 再任 社外 独立 取締役	12回/13回 (92%)

(注) *印の各候補者の選任が承認可決された場合、本総会終結後の取締役会にて代表取締役に選定される予定です。

候補者番号	なか がわ	よう いち	生 年 月 日	1961年8月14日	
1	中 川	洋 一	所有する当社株式数	15,929株	男 性 再 任
			取締役在任年数	10年（本総会終結時）	



略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年 4 月 当社入社
 2013年 4 月 当社理事 経理・関連事業担当 兼 経理部長 兼 関連事業部長
 2014年 4 月 当社執行役員
 2015年 6 月 当社取締役執行役員
 2016年 4 月 当社取締役常務執行役員
 2017年 4 月 当社取締役専務執行役員
 2022年 4 月 当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

入社以来、主に経理・財務部門に携わり、2015年に取締役就任後は取締役常務執行役員、取締役専務執行役員を歴任し、2022年より代表取締役社長を務めています。高い専門的知識や、12年余りの米国勤務などにより培われたグローバルで幅広い知見、経営者としての豊富な経験を活かし、企業価値向上及び経営基盤の強化に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

やま もと

山本

ひろ まさ

浩雅

生 年 月 日

所有する当社株式数

1960年3月18日

11,428株

男 性

新 任



略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1983年 4 月 当社入社
2012年 4 月 当社理事 機械・大阪厚板担当 兼 機械部長
2013年 4 月 当社執行役員
2014年 6 月 当社取締役執行役員
2016年 4 月 当社取締役常務執行役員
2019年 4 月 当社取締役専務執行役員 アジア総代表
6 月 当社取締役退任
2024年 4 月 当社副社長執行役員（現任）

【現在の担当】

海外（アジア・米州・欧州・中東・アフリカ）・リサイクルメタル部門・プライマリーメタル部門・製鉄資源総轄

取締役候補者とした理由

入社以来、主に鉄鋼事業及び機械事業に携わり、2024年より副社長執行役員を務めています。高い専門的知識や4年余りの米国勤務、6年間のアジア総代表としてのシンガポール勤務で培われた幅広い知見、豊富なマネジメント経験を活かし、海外及びリサイクルメタル部門・プライマリーメタル部門・製鉄資源の総轄として、企業価値向上に貢献できるものと判断し、取締役候補者いたしました。

（注）同氏は、2014年から5年間取締役であった期間があります。

候補者番号

3

はた なか

畠中

やす し

康司

生 年 月 日 1960年8月30日
 所有する当社株式数 12,205株
 取締役在任年数 11年（本総会終結時）

男性 再任



略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1983年 4 月 当社入社
 2012年 8 月 当社理事 大阪薄板第一・薄板第二・薄板第三・スチールサービス事業推進担当 兼 東京薄板国際担当補佐 兼 大阪本社薄板第三部長
 2013年 4 月 当社執行役員
 2014年 6 月 当社取締役執行役員
 2016年 4 月 当社取締役常務執行役員
 2019年 4 月 当社取締役専務執行役員
 2025年 4 月 当社取締役副社長執行役員（現任）

【現在の担当】

大阪本店長 兼 九州支社・中国支店・北陸支店総轄

取締役候補者とした理由

入社以来、主に鉄鋼事業の鋼板部門に携わり、2002年より5年間の中国勤務を経て、本年4月より取締役副社長執行役員を務めています。国内外での高い専門的知識と豊富な実務経験を活かし、大阪本店長並びに西日本の鉄鋼事業及び各営業拠点の総轄として企業価値向上に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

4

ささ やま

篠山

よう いち

陽一

生 年 月 日 1961年11月8日
 所有する当社株式数 7,350株
 取締役在任年数 8年（本総会終結時）

男性 再任



略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1984年 4 月 当社入社
 2012年 4 月 当社理事 東京薄板担当 兼 薄板部長
 2014年 4 月 当社執行役員
 2017年 4 月 当社常務執行役員
 6 月 当社取締役常務執行役員
 2021年 4 月 当社取締役専務執行役員（現任）

【現在の担当】

東京鋼板部門・住宅資材部門・名古屋支社・新潟支店統轄

取締役候補者とした理由

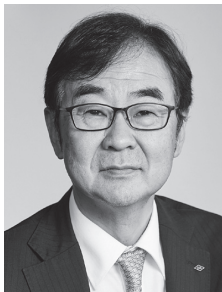
入社以来、主に鉄鋼事業の鋼板部門に携わり、2014年より鉄鋼・機械部門担当アジア地域支配人としての3年余りのタイ・インドネシア勤務を経て、2021年より取締役専務執行役員を務めています。国内外での高い専門的知識と豊富な実務経験を活かし、東京鋼板部門、住宅資材部門、名古屋支社及び新潟支店の統轄として企業価値向上に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

5

まつ ばら
松原けい じ
圭司生 年 月 日 1960年11月9日
所有する当社株式数 12,781株
取締役在任年数 5年（本総会終結時）

男性 再任



略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1983年 4 月 当社入社
2014年 4 月 当社理事 中国華東地区総代表 兼 阪和（上海）管理有限公司（董事長総経理）兼 アジア地域線材特殊鋼チタン担当
2015年 4 月 当社執行役員
2018年 4 月 当社常務執行役員
2020年 6 月 当社取締役常務執行役員
2025年 4 月 当社取締役専務執行役員（現任）

【現在の担当】

東京厚板・機械部門・全社線材特殊鋼事業・東アジア統轄

取締役候補者とした理由

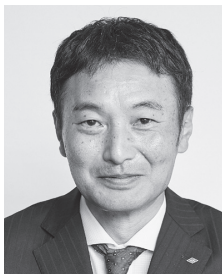
入社以来、主に鉄鋼事業の線材特殊鋼部門に携わり、2013年より6年間の中国勤務を経て、本年4月より取締役専務執行役員を務めています。国内外での高い専門的知識と豊富な実務経験を活かし、東京厚板・機械部門、全社線材特殊鋼事業及び東アジアの統轄として企業価値向上に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

ほん だ
本田ひさし
恒生 年 月 日 1968年11月30日
所有する当社株式数 4,177株
取締役在任年数 2年（本総会終結時）

男性 再任



略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1991年 3 月 当社入社
2021年 4 月 当社理事 情報システム・営業会計・貿易業務担当 兼 営業会計部長 兼 貿易業務部長
2022年 4 月 当社執行役員
2023年 6 月 当社取締役執行役員
2024年 4 月 当社取締役常務執行役員（現任）

【現在の担当】

管理部門統轄

取締役候補者とした理由

入社以来、主に鉄鋼事業の鉄構営業部門に携わった後、情報システム・経理・財務など、複数の管理部門を担当する執行役員を務め、2024年より取締役常務執行役員として管理部門を統轄しています。営業部門における豊富な実務経験のみならず、営業・管理の両部門において培った幅広い視野と経験を活かし、企業価値向上及び経営基盤の強化に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号	ほり	りゅう	じ	生 年 月 日	1943年9月3日	男性	再任
7	堀	龍	兒	所有する当社株式数	2,100株	社外	独立
				取締役在任年数	11年（本総会終結時）		



略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1966年 4 月 岩井産業株式会社（現 双日株式会社）入社
1996年 6 月 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）取締役
2000年 6 月 同社常務取締役
2002年 6 月 同社専務執行役員（2003年3月退任）
2003年 4 月 早稲田大学法学部教授
2004年 4 月 早稲田大学大学院法務研究科教授（2014年3月退任）
2005年 6 月 株式会社トクヤマ社外監査役（2017年6月退任）
2011年 6 月 リスクモンスター株式会社社外取締役（現任）
2012年 6 月 株式会社T＆Dホールディングス社外取締役（2018年6月退任）
2013年 4 月 学校法人早稲田大阪学園専務理事・学園長（2018年12月退任）
2014年 4 月 TMI 総合法律事務所顧問（現任）
早稲田大学名誉教授（現任）
2014年 6 月 当社取締役（現任）
2016年 5 月 株式会社ニシキ社外取締役（2020年5月退任）
2018年 6 月 株式会社ロッテ社外監査役（2024年6月退任）
2019年12月 TMI ベンチャーズ株式会社代表取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

リスクモンスター株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

総合商社におけるリスク管理などに長年携わることで培われた専門知識や法律の専門家としての広範な知見に加え、大学教授としての経験も有することから、総合的・多面的な視野から当社の経営判断に対する助言及び業務執行に対する監督の役割を担っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

独立性に関する事項

同氏は、当社が定める社外取締役の独立性に関する判断基準（28ページに記載）を満たす社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

候補者番号

8

なか い か め ぞう

中井 加明三

生 年 月 日 1950年7月30日
 所有する当社株式数 3,769株
 取締役在任年数 6年（本総会終結時）

男 性

再 任

社 外

独 立



略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1974年 4 月 野村證券株式会社（現 野村ホールディングス株式会社）入社
 1995年 6 月 同社取締役
 1999年 4 月 同社常務取締役
 2003年 4 月 野村アセットマネジメント株式会社取締役兼専務執行役員
 6 月 野村ホールディングス株式会社執行役員（2006年3月退任）
 2008年 4 月 野村アセットマネジメント株式会社顧問（2009年3月退任）
 2009年 6 月 野村土地建物株式会社（現 野村プロパティーズ株式会社）
 取締役社長（代表取締役）（2012年3月退任）
 2011年 6 月 野村不動産ホールディングス株式会社取締役社長（代表取締役）
 2012年 4 月 野村不動産株式会社取締役社長（代表取締役）兼社長執行役員
 2015年 4 月 同社取締役会長（代表取締役）
 6 月 野村不動産ホールディングス株式会社取締役会長（代表取締役）
 （2017年6月退任）
 2017年 6 月 野村不動産株式会社常任顧問（2020年9月退任）
 株式会社だいこう証券ビジネス社外取締役（2021年3月退任）
 2018年11月 株式会社ビックカメラ社外取締役（2020年11月退任）
 2019年 6 月 当社取締役（現任）
 2020年12月 近未来設計株式会社代表取締役（2023年 5 月退任）
 2022年 6 月 株式会社太平エンジニアリング社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社太平エンジニアリング社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる証券業界や不動産業界での会社経営を通じて培われた広範な知識と豊富な経験を有しており、特に金融や投資における実践的且つ多面的な立場から当社の経営判断に対する助言及び業務執行に対する監督の役割を担っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

独立性に関する事項

同氏は、当社が定める社外取締役の独立性に関する判断基準（28ページに記載）を満たす社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

候補者番号	ふる	かわ	れい	こ	生 年 月 日	1959年2月12日	女 性	再 任
9	古	川	玲	子	所有する当社株式数	375株	社 外	独 立
					取締役在任年数	3年（本総会終結時）		

**略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

1981年 4 月 日本ユニバック株式会社（現 BIPROGY株式会社）入社
2007年 4 月 日本ユニシス・エクセリューションズ株式会社（現 UEL株式会社）
インダストリー開発部長
2009年 4 月 同社執行役員
2011年 4 月 ユニアデックス株式会社アウトソーシング企画部長
2014年 4 月 同社品質保証部長
2017年 7 月 同社常勤監査役（2021年6月退任）
2022年 6 月 当社取締役（現任）
日本発条株式会社社外監査役（2024年6月退任）
2024年 6 月 同社社外取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
日本発条株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる大手IT企業における実務や経営、監査などのさまざまな経験に裏打ちされた深い見識を有していることから、特に情報システムや内部統制の分野において、実践的且つ客観的な視点から当社の経営判断に対する助言及び業務執行に対する監督の役割を担っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。

独立性に関する事項

同氏は、当社が定める社外取締役の独立性に関する判断基準（28ページに記載）を満たす社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

候補者番号	さとう	ちか	生 年 月 日	1962年1月23日	女 性	再 任
10	佐藤	千佳	所有する当社株式数	52株	社 外	独 立
			取締役在任年数	1年（本総会終結時）		



略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年 4 月 住友電気工業株式会社入社
 2011年 9 月 日本マイクロソフト株式会社執行役人事本部長
 2016年 9 月 ノキアソリューションズ&ネットワークス合同会社日本・ノースアジア人事統括
 2018年 4 月 日本電気株式会社執行役員カルチャー変革統括部長
 2019年 4 月 同社シニア・エグゼクティブ人材組織開発部長
 2022年 4 月 同社人事総務部門コーポレート・エグゼクティブ I & D推進リーダー
 2023年 4 月 同社ピープル&カルチャー部門Chief Diversity Officer（2024年3月退任）
 2024年 3 月 アサヒグループホールディングス株式会社社外取締役（現任）
 6 月 当社取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

アサヒグループホールディングス株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり日本企業及び外資系企業において人事部門の責任者を務め、人事施策に関して深い見識とさまざまな経験を有していることから、特にグローバルでの人材戦略やダイバーシティの推進などの分野において、実践的且つ客観的な視点から当社の経営判断に対する助言及び業務執行に対する監督の役割を担っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。

独立性に関する事項

同氏は、当社が定める社外取締役の独立性に関する判断基準（28ページに記載）を満たす社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、堀龍児、中井加明三、古川玲子、佐藤千佳の各氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。なお、各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることにより生ずる損害、及び法令の規定に違反したことが疑われ又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中中に同様の内容で更新する予定です。
4. 所有する当社株式数には、当社役員持株会における持分株数を含んでおります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位		取締役会出席回数 (2024年度)	監査役会出席回数 (2024年度)	
1	かわにし 川西	ひで お 英 夫	男性 新任	監査役（常勤）	16回/16回 (100%)	13回/13回 (100%)
2	たか はし 高 橋	ひで ゆき 秀 行	男性 新任 社外 独立	監査役	16回/16回 (100%)	13回/13回 (100%)
3	さくら い 櫻 井	なお や 直 哉	男性 新任 社外 独立	監査役	13回/13回 (100%)	10回/10回 (100%)
4	こく が 國 賀	ひさ のり 久 徳	男性 新任 社外 独立	監査役	13回/13回 (100%)	10回/10回 (100%)

候補者番号	かわにし	ひでお	生 年 月 日	1950年3月15日	
1	川西	英夫	所有する当社株式数	25,335株	
			監査役在任年数	8年（本総会終結時）	男 性 新 任



略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1973年 4 月 当社入社
 2005年 4 月 当社理事 大阪厚板・鋼板販売・鋼板建材担当
 6 月 当社取締役
 2008年 4 月 当社常務取締役
 2012年 4 月 当社取締役専務執行役員
 2014年 4 月 当社取締役副社長執行役員
 2017年 6 月 当社監査役（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

入社以来、主に鉄鋼事業に携わり、長年の経験で培われた専門知識や経営全般に関する知見を活かし、2017年より監査役を務めています。当社における豊富な経験を活かして、取締役会のモニタリング機能の強化や当社のコーポレート・ガバナンス体制の充実に貢献できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。

（注）同氏は、2005年から12年間取締役であった期間があります。

候補者番号

2

たか はし

高橋

ひで ゆき

秀行

生 年 月 日

1957年4月20日

所有する当社株式数

165株

監査役在任年数

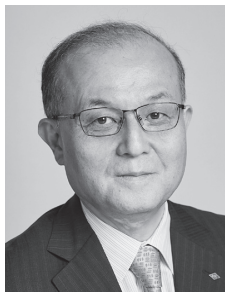
5年（本総会終結時）

男 性

新 任

社 外

独 立



略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1980年 4 月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行
 2012年 4 月 株式会社みずほフィナンシャルグループ常務執行役員
 6 月 同社常務取締役
 2013年 4 月 同社取締役副社長
 2014年 4 月 同社取締役（取締役会副議長）（2017年6月退任）
 2017年 6 月 みずほ総合研究所株式会社（現 みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会
 社）代表取締役社長（2019年6月退任）
 2019年 6 月 共立株式会社取締役会長（2021年6月退任）
 株式会社サンシャインシティ社外取締役（現任）
 2020年 6 月 株式会社WOWOW社外監査役（2022年6月退任）
 当社監査役（現任）
 2021年 6 月 共立株式会社常任顧問（2022年6月退任）
 2022年 6 月 株式会社WOWOW社外取締役（監査等委員）（2024年6月退任）
 2023年 6 月 株式会社あおぞら銀行社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社サンシャインシティ社外取締役
 株式会社あおぞら銀行社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

金融機関の業務に長年携わることで培われた金融及び財務に関する専門知識を有しているうえ、経営及び監査に関する経験も豊富に有していることから、これらの知見や経験を活かして、独立した立場と客観的な視点から経営に対する監査・監督を行い、取締役会のモニタリング機能の強化や当社のコーポレート・ガバナンス体制の充実に貢献いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

独立性に関する事項

同氏は、当社が定める社外取締役の独立性に関する判断基準（28ページに記載）を満たす社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、株式会社みずほ銀行は当社の主要な取引先であります。同氏が業務執行者を退いてから11年以上が経過しており、同氏は当社との間に特別な利害関係を有しておりません。

候補者番号	さくら い	な お や	生 年 月 日	1957年 1月 9日	男 性	新 任
3	櫻 井	直 哉	所有する当社株式数	35株	社 外	独 立
			監査役在任年数	1年（本総会終結時）		



略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1980年 4 月 株式会社東芝入社
 2015年 9 月 同社執行役常務
 2016年 6 月 同社執行役上席常務
 2017年10月 同社取締役執行役上席常務
 2018年 6 月 同社取締役執行役専務
 2019年 6 月 同社執行役専務
 2020年 4 月 同社代表執行役専務法務部担当・内部管理体制推進部担当
 （2022年6月退任）
 2024年 6 月 当社監査役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

グローバル企業の法務部門に長年携わることで培われた企業法務の幅広い見識を活かして、独立した立場と客観的な視点から経営に対する監査・監督を行い、取締役会のモニタリング機能の強化や当社のコーポレート・ガバナンス体制の充実に貢献いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

独立性に関する事項

同氏は、当社が定める社外取締役の独立性に関する判断基準（28ページに記載）を満たす社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

候補者番号	こく が	ひさ のり	生 年 月 日	1960年8月12日	男 性	新 任
4	國 賀	久 徳	所有する当社株式数	176株	社 外	独 立
			監査役に在任年数	1年（本総会終結時）		



略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1983年 4 月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行
 2011年 4 月 同行執行役員
 2015年 4 月 同行常務執行役員（2018年4月退任）
 2017年 4 月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員
 （2018年4月退任）
 2018年 5 月 株式会社三井住友銀行顧問（2021年3月退任）
 2021年 4 月 株式会社日本総合研究所専務執行役員
 2022年 6 月 同社取締役兼専務執行役員
 2023年 4 月 同社取締役兼副社長執行役員（2024年6月退任）
 2024年 6 月 当社監査役（現任）

監査役等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

金融機関の業務に長年携わることで培われた専門知識と広範な知見に加えて、豊富な国際経験も有することから、これらの知見や経験を活かして、独立した立場と客観的な視点から経営に対する監査・監督を行い、取締役会のモニタリング機能の強化や当社のコーポレート・ガバナンス体制の充実に貢献いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

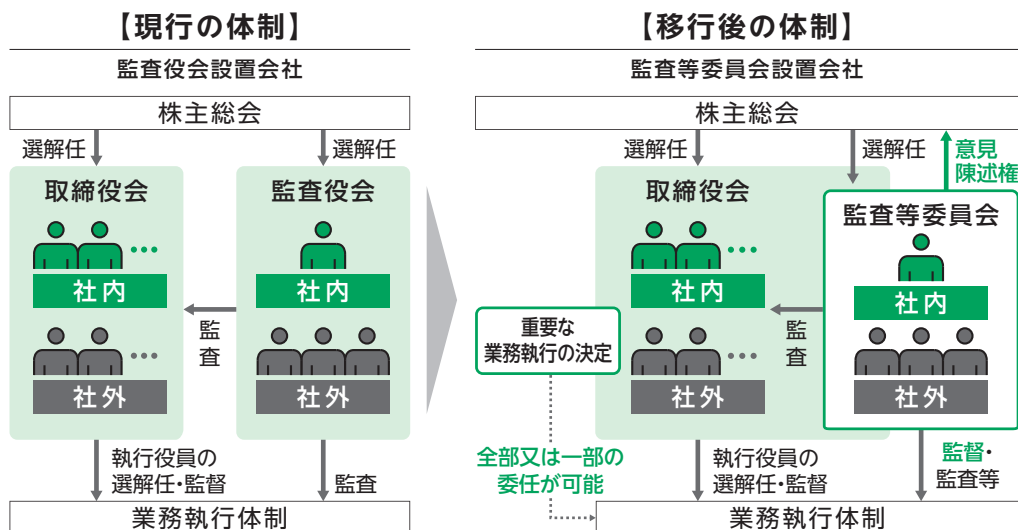
独立性に関する事項

同氏は、当社が定める社外取締役の独立性に関する判断基準（28ページに記載）を満たす社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏は当社の取引先である株式会社日本総合研究所の業務執行者を2024年6月まで務めておりましたが、当社と株式会社日本総合研究所との取引額は当社の年間連結売上高0.1%未満であり、その規模・性質などに照らして、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。また、株式会社三井住友銀行は当社の主要な取引先であります。同氏が業務執行者を退いてから7年以上が経過しており、同氏は当社との間に特別な利害関係を有しておりません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、高橋秀行、櫻井直哉、國賀久徳の各氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。なお、各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることにより生ずる損害、及び法令の規定に違反したことが疑われ又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定です。
4. 所有する当社株式数には、当社役員持株会における持分株数を含んでおります。

【ご参考①】 監査等委員会設置会社への移行

第2号議案から第4号議案までが原案どおり承認可決された場合、当社は、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の構成は以下のとおりとなります。監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選任に関する意見陳述権を有しており、また、各監査等委員は取締役でもあるため、執行側への監査機能のみならず、一定の監督機能も果たすことが期待できると考えております。



役員構成	取締役 11名 (うち社外4名) 監査役 5名 (うち社外3名)
任期	取締役 1年 監査役 4年
重要な業務執行の決定	取締役会からの委任不可
取締役の人事についての意見陳述権	なし

取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	10名 (うち社外4名)
監査等委員である取締役	4名 (うち社外3名)
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	1年
監査等委員である取締役	2年
取締役会から、全部又は一部を取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	に委任可能
監査等委員である取締役のみならず、監査等委員でない取締役の人事についても、株主総会において監査等委員会としての意見陳述が可能	

【ご参考②】取締役のスキル・マトリクス

第2号議案から第4号議案までが原案どおり承認可決された場合、取締役の有する専門性は以下のとおりとなります。なお、代表取締役は本総会終結後の取締役会にて決定いたします。

スキル・マトリクス

氏 名	地 位	性別	企業 経営	営業/事 業戦略	海外駐 在経験	財務・ 経理	法務・ リスク マネジメント	人事・ 労務	IT・デ ジタル
中 川 洋 一	代表取締役社長	男性	●		●	●	●	●	
山 本 浩 雅	代表取締役副社長執行役員	男性	●	●	●				
畠 中 康 司	取締役副社長執行役員	男性	●	●	●				
篠 山 陽 一	取締役専務執行役員	男性	●	●	●				
松 原 圭 司	取締役専務執行役員	男性	●	●	●				
本 田 恒	取締役常務執行役員	男性	●	●		●		●	●
堀 龍 児	社外取締役	男性	●	●			●	●	
中 井 加 明 三	社外取締役	男性	●	●		●	●	●	●
古 川 玲 子	社外取締役	女性	●				●		●
佐 藤 千 佳	社外取締役	女性	●		●			●	
川 西 英 夫	取締役 常勤監査等委員	男性	●	●					
高 橋 秀 行	社外取締役 監査等委員	男性	●			●	●		●
櫻 井 直 哉	社外取締役 監査等委員	男性	●				●		
國 賀 久 徳	社外取締役 監査等委員	男性	●	●	●	●		●	

※「営業/事業戦略」は、当社が行っている事業に関わるスキル・経験の有無を指します。

【ご参考③】 社外取締役の独立性に関する基準

当社は社外取締役の独立性について、独立性を実質的に担保するための判断基準を策定すべきであるというコーポレートガバナンス・コードの原則4－9の趣旨に則り、以下のとおり社外取締役の独立性に関する判断基準を定めております。

当社における社外取締役の独立性に関する判断基準について

当社の社外取締役について、以下の各号いずれの基準にも該当しない場合は、当社は当該社外取締役を、独立性を有する者と判断します。

1. 当社の大株主（直近の事業年度末において、直接・間接に10%以上の議決権を保有）またはその業務執行者
2. 当社が大株主（直近の事業年度末において、直接・間接に10%以上の議決権を保有）となっている者またはその業務執行者
3. 当社の主要な取引先（直近の事業年度において、取引金額が当社の年間連結売上高の2%を超える取引先）またはその業務執行者
4. 当社の主要な借入先（直近の事業年度末の借入額が当社の連結総資産の2%を超える借入先）またはその業務執行者
5. 当社の会計監査人の代表社員または社員
6. 当社から役員報酬以外に、直近の事業年度において年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等の専門的サービスを提供する者（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
7. 当社から直近の事業年度において、年間1,000万円を超える寄付・助成等を受けている者（当該寄付・助成等を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
8. 過去3年間ににおいて上記1. ～7. に該当する者
9. 上記1. ～8. に該当する者の近親者

（注1）業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及びその他の使用人等をいう。

（注2）近親者とは、二親等以内の親族をいう。

なお、基準のいずれかに該当する者であっても、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当社の現状を鑑みて当該人物が必要な専門性や経験を有するとともに、その知見や視点が当社の経営にとって有益で、独立社外取締役としてふさわしいと判断した場合には、判断の理由及び独立社外取締役としての要件を充足している旨を対外的に説明することによって、当該人物を当社の独立社外取締役候補者とする事ができるものとします。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。当社の取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第59回定時株主総会において、年額8億60百万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を定めることとし、その報酬額（但し、第7号議案でお諮りする譲渡制限付株式報酬の付与のために支給する報酬を除く。）を年額8億60百万円以内（うち社外取締役は年額1億円以内）といたしたいと存じます。なお、取締役の金銭報酬額には、使用人兼務役員の使用人部分の給与は含まないものとします。当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は事業報告（48ページ）に記載のとおりですが、本議案が承認可決された場合には、監査等委員会設置会社への移行及び本議案の内容を踏まえ所要の改定を行うことを予定しており、その内容は【ご参考④】のとおりであります。

本議案の内容は、改定後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであり、上述しました2006年6月29日開催の定時株主総会においてご承認いただきました内容と実質的に同一であるうえ、取締役の職責及び昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮し、役員報酬委員会での審議を経て取締役会にて決定したものであり、相当であると判断しております。

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は10名（うち社外取締役は4名）となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額1億20百万円以内といたしたいと存じます。

本議案の内容は、監査等委員である取締役の職責及び昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮し、役員報酬委員会での審議を経て取締役会にて決定したものであり、内容は相当であると判断しております。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案

業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬設定の件

当社は、2023年6月23日開催の第76回定時株主総会において、当社の業務執行取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入につきご承認をいただき現在に至っておりますが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠と実質的に同内容の報酬枠を、監査等委員会設置会社へ移行した後の当社の業務執行取締役（以下、「対象取締役」という。）を対象とした株式報酬制度（以下、「本制度」という。）に係る報酬枠として改めて設定したいと存じます。なお、本議案は第5号議案でお諮りしている報酬額とは別枠で設定するものであります。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式報酬の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は年額1億50百万円以内といたします。各取締役への具体的な配分については、役員報酬委員会において審議のうえ、取締役会において決定することといたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（但し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）といたします。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定いたします。

さらに、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下、「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

- (3) 当社は、対象取締役が役務提供期間の間継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、対象取締役が役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合において、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴うものであり、本制度に係る報酬枠の内容は、上述しました2023年6月23日開催の定時株主総会においてご承認いただきました内容と実質的に同一であります。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、事業報告（48ページ）に記載のとおりですが、本議案が承認可決された場合には、監査等委員会設置会社への移行及び本議案の内容を踏まえ所要の改定を行うことを予定しており、その内容は【ご参考④】のとおりであります。本議案は、これらを鑑み役員報酬委員会での審議を経て取締役会にて決定したものであり、内容は相当であると判断しております。

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は6名となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

【ご参考④】 報酬制度に関する事項

当社は、第7号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社の取締役を兼務していない執行役員に対しても、譲渡制限付株式を付与する制度を継続する予定であります。

また、改定後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、以下のとおりとなります。

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬体系は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、金銭による基本報酬及び業績連動給与並びに株式による非金銭報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、月例の固定額の金銭報酬とする。業務執行取締役の基本報酬額は、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮して定めた役職位ごとの標準報酬額を基礎とし、役員評価委員会においてなされた取締役の総合評価を勘案して決定するものとする。社外取締役の報酬額は他社水準等を考慮して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等にかかる業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業務執行取締役の業績連動給与は、経営陣全体として負う事業年度ごとの業績に対する結果責任への対価という位置づけから、単年度の業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、各事業年度の連結損益及び包括利益計算書における経常利益金額に応じて算出された額を役員賞与として、毎年一定の時期に支給することとする。業績連動給与の算定方法は、役員報酬委員会の答申内容を踏まえて、取締役会において決定するものとする。

4. 非金銭報酬の内容及び当該非金銭報酬の額又は数の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業務執行取締役の非金銭報酬は、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的とし、株主総会において承認を受けた範囲内で、原則として毎年、一定の時期に支給することとする。非金銭報酬は業務執行取締役の役職位ごとに一律の額又は数を支給するものとし、その額又は数は、他社水準、当社の業績、株価水準等を考慮して役員報酬委員会において検討を

行い、同委員会の答申内容を踏まえて、取締役会において毎年決定するものとする。

5. 基本報酬の額又は業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえつつ、基本報酬、業績連動給与及び非金銭報酬の割合については、下表の値を目安に役員報酬委員会において検討を行う。取締役会は、同委員会の答申内容を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

役職位	基本報酬	業績連動報酬 (上限値)	非金銭報酬
取締役会長・取締役社長	8	6	2
取締役副会長	8	6	2
取締役副社長執行役員	9	7	2
取締役専務執行役員	9	8	2
取締役常務執行役員	10	10	2
取締役執行役員	14	14	2

※上表は各役職位を務める取締役個人における、報酬区分ごとの支給割合の目安を示したものであり、役職位の異なる取締役間における報酬支給額の割合を示したものではない。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、持続的な成長を目指す中長期の課題への取組み姿勢やその成果を重視して、社長を委員長とする役員評価委員会にて、会長、社長及び社外取締役を除く業務執行取締役からのコミットメントの評価及び役員相互評価を受けて総合評価を行い、総合評価の結果に基づき、過半数の委員が社外取締役で構成される役員報酬委員会にて基本報酬となる定期同額給与案を作成し、取締役会に答申し、取締役会にて決定することとする。また、役員賞与については、前記3.で定められた業績連動給与の算定方法、非金銭報酬については前記4.で定められた役職位ごとの額又は数の決定方法に従い、それぞれ決定することとする。

【ご参考⑤】当社保有の政策保有株式に関する事項

(1) 保有方針

当社は、業務提携、事業機会の創出、取引関係の維持・強化等の観点から、中長期的に企業価値の向上に資すると判断した場合に、取引先等の株式を保有しております。個々の保有株式については、毎年定期的に取り締役会及び経営会議において、取引や配当による投資リターン、資本効率、保有目的等に照らして保有の適否を総合的に検証しております。保有する意義が乏しいと判断された株式については、適宜売却を進めております。

(2) 縮減状況

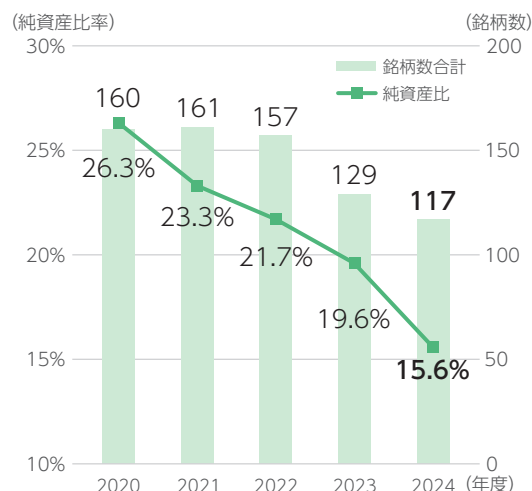
「中期経営計画2025」においては、ROE12%以上を目標として掲げ、資本効率の向上を目指しています。この目標を達成するため、政策保有株式についてもより厳格な検証を行い、縮減を進め、2024年度は19銘柄（売却価額4,620百万円）を売却しました。その内訳は、全株売却14銘柄、一部売却5銘柄です。また、新たに政策保有株式として、非上場株式1銘柄（取得価格37百万円）、非上場株式以外の株式1銘柄（取得価格1,940百万円）を取得しました。その結果、2025年3月末時点の当社グループの連結純資産に占める政策保有株式の残高の割合は15.6%となりました。

引き続き政策保有株式の更なる縮減を進め、資本効率の一層の向上を図ってまいります。

	2025年3月末	増減
非上場株式	64銘柄	—
	15,564百万円	△77百万円
非上場株式以外の株式	53銘柄	△12銘柄
	45,200百万円	△9,009百万円
合計	117銘柄	△12銘柄
	60,764百万円	△9,087百万円
連結純資産	389,470百万円	+ 32,704百万円
連結純資産に占める割合	15.6%	△4.0pt

(注) 1. 表内の株式に関する金額は、貸借対照表計上額であります。

2. みなし保有株式について、該当事項はありません。



以上

※英文株主総会招集ご通知（要旨）につきましては、当社ウェブサイト（<https://www.hanwa.co.jp/>）をご覧ください。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

■ 当連結会計年度の経済環境

当連結会計年度における世界経済は、ウクライナや中東を中心とする地政学リスクをはじめ、米国の政策動向や各国金融政策の影響を受け、不透明感が強い状況が継続しました。欧米においては、各国政策金利引き下げ等により一部では回復基調が見られたものの、米国における通商政策の影響によるインフレ再燃懸念などから停滞感が見られました。中国においては、消費喚起策や財政投融资、金融緩和などの景気浮揚策が打ち出され一時的に持ち直しの動きは見られましたが、景気回復が思うように進まない状況が継続しています。その他の新興諸国においては、一部地域で景気回復が遅れているものの、東南アジア地域を中心に回復基調が継続しました。

国内経済については、インフレの進行や人手不足などから一部では停滞感もある一方で、インバウンド需要の拡大や賃上げによる個人所得の改善などに支えられて持ち直しの動きが継続しました。また、日本銀行による金融政策や米国の政策動向が、為替をはじめ国内経済に影響を与えました。

■ 当連結会計年度の業績の概要

このような環境において、当連結会計年度では、リサイクルメタル事業、エネルギー・生活資材事業や海外販売会社において取扱数量が増加した結果、売上高は前連結会計年度比5.0%増の2兆5,545億14百万円となりました。加えて、鉄鋼事業や食品事業の利益率の改善もあり、営業利益は前連結会計年度比23.8%増の615億32百万円に、経常利益は前連結会計年度比23.8%増の597億46百万円に、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比18.4%増の454億82百万円となりました。

■ セグメント別の状況

当連結会計年度より、2024年4月1日付の組織変更に伴い、事業セグメントの区分方法を見直し、「鉄鋼事業」の一部を「プライマリーメタル事業」「その他」に、「プライマリーメタル事業」の一部を「リサイクルメタル事業」に含めております。また、当連結会計年度より、「その他」のうち、「木材事業」を「住宅資材事業」に名称変更しております。

前連結会計年度比較につきましては、変更後の区分方法に基づき行っております。

鉄鋼事業

【主要な事業内容】 当社の基幹事業として条鋼、建材、鋼板、鋼管、線材、特殊鋼など多種多様な製品群を有し、在庫・加工に加え請負工事など総合的なソリューションを提供しています。

各種鋼材の取扱数量が減少したことが収益を押し下げました。一方、国内建設分野が堅調に推移したことや、海外子会社で採算が改善したことが利益を押し上げました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比3.9%減の1兆1,552億45百万円、セグメント利益は前連結会計年度比35.0%増の331億30百万円となりました。

プライマリーメタル事業

【主要な事業内容】 各国に偏在する金属資源、鉄屑、HBIといった冷鉄源ソースの拡充を進め、国内外の需要家への安定供給体制を構築しています。

各種商材の取扱数量の減少及びニッケル市況下落による単価減少などが収益を押し下げました。また、SAMANCOR CHROME HOLDINGS PROPRIETARY LTD.からの持分法による投資利益が減少したことが利益を押し下げました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比1.7%減の1,842億20百万円、セグメント利益は前連結会計年度比28.0%減の60億84百万円となりました。

リサイクルメタル事業

【主要な事業内容】 アルミニウム、銅、特殊金属、チタン、貴金属、電子基板屑などの多種多様な商品群を有し、在庫・加工拠点を活かしてユーザーニーズに的確にえています。

アルミスクラップの取扱数量が増加したことなどが収益を押し上げました。また、銅・アルミ市況などが堅調に推移したことが利益を押し上げました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比25.5%増の2,268億40百万円、セグメント利益は前連結会計年度比43.0%増の30億98百万円となりました。

食品事業

【主要な事業内容】 エビやカニなどの水産物や鶏肉などの畜産物を中心に取扱い、欧州や南米に買付拠点、米国や日本に販売会社を設立して積極的に市場開発を行っています。

取扱数量は横ばいであったものの、カニを中心に食品価格が前連結会計年度比で高値で推移したことが収益・利益を押し上げました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比14.3%増の1,404億87百万円、セグメント利益は前連結会計年度比73.3%増の23億6百万円となりました。

エネルギー・生活資材事業

【主要な事業内容】 バイオマス燃料、リサイクルエネルギー、石油製品、化学品、生活資材全般を取扱い、国内外において供給体制を構築しています。

船用石油関連の取扱数量が増加したことが収益を押し上げました。また、化学品関連の取扱数量の増加や販売単価の上昇が収益・利益を押し上げました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比13.0%増の3,916億55百万円、セグメント利益は前連結会計年度比58.8%増の104億25百万円となりました。

海外販売子会社

【主要な事業内容】 海外の主要な拠点において当社と同様に多種多様な商品の売買を行っています。

中国における新規取引や東南アジア向けスクラップ取引が拡大したほか、従来持分法適用非連結子会社としていた拠点を、重要性が高まったことにより連結子会社としたことが収益・利益を押し上げました。これらの結果、売上高は前連結会計年度比30.2%増の4,413億19百万円、セグメント利益は前連結会計年度比5.9%増の82億78百万円となりました。

その他の事業

【主要な事業内容】 住宅資材事業では木材や建材製品を扱い住宅メーカーまでのサプライチェーンを構築し、機械事業では遊戯施設や産業機械の提供、管理、運営などを行っています。

住宅資材事業では、住宅メーカーとの取引拡大が進んだものの木材価格下落の影響などがあった結果、減収・減益となりました。機械事業では、当連結会計年度にシンクス(株)を連結子会社化した一方、ライフ・アミューズメント分野での大型完工物件が前連結会計年度比で少なかったことなどから、増収・減益となりました。これらの結果、売上高は前連結会計年度比0.3%増の1,337億44百万円、セグメント利益は37.8%減の24億2百万円となりました。

報告セグメントごとの売上高及び利益

セグメントの名称	外部顧客への売上高 (百万円)	構成比 (%)	セグメント利益 (百万円)
鉄 鋼 事 業	1,112,851	43.6	33,130
プ ラ イ マ リ ー メ タ ル 事 業	170,363	6.7	6,084
リ サ イ ク ル メ タ ル 事 業	218,755	8.6	3,098
食 品 事 業	138,213	5.4	2,306
エ ネ ル ギ ー ・ 生 活 資 材 事 業	383,776	15.0	10,425
海 外 販 売 子 会 社	400,473	15.7	8,278
そ の 他	130,081	5.0	2,402
計	2,554,514	100.0	65,726
調 整 額	—	—	△5,979
連 結	2,554,514	100.0	59,746

(注) 1. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 「セグメント別の状況」における売上高の数字は、セグメント間の内部売上高又は振替高を含んだ売上高を表しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において完成した主要設備

HANWA METALS (THAILAND) CO., LTD. … 非鉄加工設備
(海外販売子会社)

(3) 資金調達の状況

長期資金調達手段の一つである普通社債発行については、2024年10月に5年債を100億円発行いたしました。また不測の事態に備えた資金の流動性確保の施策として、総額1,550億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

■ 次期の見通し

今後の見通しにつきましては、米国の通商政策や外交面での不確実性をはじめ、ウクライナや中東を中心とする地政学リスク、中国経済の動向、日本を含めた各国の金融政策等の影響を受けて不透明な経済環境が続くものと想定されます。

当社グループとしましては、このような先行き不透明感が強まっている事業環境の中においても、各事業分野における需要動向を的確に把握し、取引先のニーズを反映した適切な販売・在庫政策を進めるとともに、国内外で新規取引先を積極的に開拓することにより、業績の維持・向上に注力していく所存です。

■ 中期経営計画について

当社グループは、2023年度から2025年度までの3か年にわたる「中期経営計画 2025」を推進しております。中期経営計画の概要は以下のとおりです。

《テーマ》 『Run up to HANWA 2030 ～いまを超える未知への飛翔～』

《定量目標》 最終年度（2026年3月期）

経常利益	ROE（株主資本利益率）	DOE（株主資本配当率）
700億円	12.0%以上	2.5%下限
Net DER（純負債資本倍率）	累計投融資枠	連結鉄鋼取扱重量
1.0倍以下	800億円	1,700万t

本中期経営計画では、「サステナビリティ経営」を基礎に、「経営基盤の強化」（1階）、「事業戦略の発展」（2階）、「投資の収益化」（3階）という3階建ての構造のもと、更なる成長を支えるための基盤強化と既存の枠組みにとらわれない事業戦略の推進により、2030年度も見据えた持続的な成長への取り組みを進めております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第75期 2021年度	第76期 2022年度	第77期 2023年度	第78期 (当期) 2024年度
売上高 (百万円)	2,164,049	2,668,228	2,431,980	2,554,514
経常利益 (百万円)	62,718	64,272	48,276	59,746
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	43,617	51,505	38,417	45,482
純資産 (百万円)	240,497	308,807	356,765	389,470
総資産 (百万円)	1,715,394	1,157,747	1,166,986	1,165,805
1株当たり純資産	5,834円98銭	7,459円39銭	8,636円03銭	9,485円64銭
1株当たり当期純利益	1,073円34銭	1,267円44銭	944円90銭	1,125円66銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数に基づき、算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の 比率(%)	事業内容
エスケーエンジニアリング株式会社	222百万円	100.0	鉄骨工事の現場施工管理
阪和エコスチール株式会社	110百万円	100.0	鉄鋼製品の加工、販売及びレンタル
阪和流通センター東京株式会社	100百万円	100.0	鉄鋼製品の保管及び加工、金属原料・エネルギー関連製品の保管等
阪和流通センター大阪株式会社	100百万円	100.0	鉄鋼製品の保管及び加工の請負
阪和流通センター名古屋株式会社	100百万円	100.0	鉄鋼製品の保管及び加工等
阪和スチールサービス株式会社	100百万円	100.0	鉄鋼製品の加工及び販売
株式会社ダイサン	100百万円	100.0	鉄鋼製品の加工及び販売
三栄金属株式会社	100百万円	100.0 (3.0)	鉄鋼製品の加工及び販売
福岡鋼業株式会社	100百万円	100.0 (1.6)	鉄鋼製品の加工及び販売
田中铁鋼販売株式会社	77百万円	100.0	鉄鋼製品の加工及び販売

会社名	資本金	議決権の 比率(%)	事業内容
北陸コラム株式会社	70百万円	100.0	鉄鋼製品の加工及び販売
株式会社トーハンスチール	64百万円	100.0	鉄筋加工及び工事の請負
ジャパンライフ株式会社	60百万円	100.0	土木建築金物の設計、加工及び販売
すばるスチール株式会社	57百万円	100.0 (3.0)	鉄鋼製品の加工及び販売
ダイコー小和野株式会社	50百万円	100.0	鉄鋼製品の加工及び販売
亀井鐵鋼株式会社	50百万円	100.0 (1.0)	鉄鋼製品の加工及び販売
大鋼産業株式会社	35百万円	100.0 (3.0)	鉄鋼製品の販売及び工事の請負
阪和ダイサン株式会社	30百万円	100.0 (34.2)	鉄鋼製品の加工及び販売
株式会社出雲テック	20百万円	100.0 (70.0)	鋼構造物の設計、施工及び管理
鉄建工業株式会社	10百万円	100.0	鋼構造物の製造及び加工
太洋鋼材株式会社	10百万円	100.0 (100.0)	鉄鋼製品の加工、販売及びレンタル
株式会社松岡鋼材	10百万円	100.0 (100.0)	鉄鋼製品の加工及び販売
株式会社カネキ	20百万円	98.5 (1.5)	鉄鋼製品の加工及び販売
廣内スチール株式会社	100百万円	96.8	鉄鋼製品の加工及び販売
MS日吉鋼材株式会社	20百万円	70.0	鉄鋼製品の加工及び販売
山陽鋼材株式会社	20百万円	51.0	鉄鋼製品の加工及び販売
HANWA STEEL SERVICE MEXICANA S.A. DE C.V.	MXN 1,394,821千	100.0 (0.0)	米州地域における鉄鋼製品の加工及び販売
PT. HANWA STEEL SERVICE INDONESIA	US\$ 33,000千	100.0 (1.0)	アジア地域における鉄鋼製品の加工及び販売
HANWA STEEL CENTRE (M) SDN. BHD.	MYR 80,000千	100.0	アジア地域における鉄鋼製品の加工及び販売

会社名	資本金	議決権の 比率(%)	事業内容
HANWA STEEL SERVICE (THAILAND) CO., LTD.	THB 576,000千	100.0 (0.0)	アジア地域における鉄鋼製品の加工及び販売
阪和鋼板加工（東莞）有限公司	US\$ 15,000千	100.0 (40.0)	アジア地域における鉄鋼製品の加工及び販売
長富不銹鋼中心（蘇州）有限公司	US\$ 18,000千	74.0	アジア地域における鉄鋼製品の加工及び販売
HANWA SMC STEEL SERVICE HA NOI CO., LTD.	VND 64,369百万	65.0 (39.0)	アジア地域における鉄鋼製品の加工及び販売
日本南アフリカクロム株式会社	100百万円	50.1	投資事業
昭和メタル株式会社	20百万円	100.0	特殊金属の加工及び販売
日興金属株式会社	20百万円	100.0	特殊金属・非鉄金属の加工及び販売
正起金属加工株式会社	20百万円	97.0	非鉄金属の加工及び販売
PT. HANWA ROYAL METALS	US\$ 3,800千	51.0 (51.0)	非鉄金属原料の加工及び販売
ハンワフーズ株式会社	200百万円	100.0	水産加工品の販売
丸本本間水産株式会社	20百万円	100.0	水産物卸売業・加工製造業
東日本フーズ株式会社	75百万円	77.7	水産物加工製造業
SEATTLE SHRIMP & SEAFOOD COMPANY, INC.	US\$ 30,300千	100.0	米州地域における商品の販売
HANWA CANADA CORP.	C\$ 2,300千	100.0 (100.0)	米州地域における商品の販売
トーヨーエナジー株式会社	120百万円	100.0	エネルギー関連製品の販売
西部サービス株式会社	20百万円	100.0	産業廃棄物の収集運搬及び中間処理
有限会社アルファフォルム	3百万円	100.0	産業廃棄物の中間処理
HANWA SINGAPORE (PRIVATE) LTD.	US\$ 184,527千	100.0	アジア地域における商品の販売
HANWA AMERICAN CORP.	US\$ 40,000千	100.0	米州地域における商品の販売
HANWA THAILAND CO., LTD.	THB 812,200千	100.0 (0.0)	アジア地域における商品の販売

会社名	資本金	議決権の 比率(%)	事業内容
HANWA METALS (THAILAND) CO., LTD.	THB 458,000千	100.0 (100.0)	アジア地域における非鉄金属の加工及び販売
阪和（香港）有限公司	HK\$ 70,000千	100.0	アジア地域における商品の販売
HANWA VIETNAM CO., LTD.	VND 178,891百万	100.0	アジア地域における商品の販売
HANWA MEXICANA, S.A. DE C.V.	MXN 106,933千	100.0 (0.0)	米州地域における商品の販売
HANWA UK LTD.	GBP 1,500千	100.0	欧州地域における商品の販売
広州阪和貿易有限公司	US\$ 1,200千	100.0 (100.0)	アジア地域における商品の販売
HANWA ITALIA S.R.L.	EUR 500千	100.0	欧州地域における商品の販売
阪和（上海）管理有限公司	US\$ 2,500千	100.0	アジア地域における商品の販売
台湾阪和興業股份有限公司	NT\$ 15,000千	100.0	アジア地域における商品の販売
PT. HANWA INDONESIA	US\$ 67,100千	99.9 (0.0)	アジア地域における商品の販売
シンクス株式会社	63百万円	100.0	産業機械の製造及び販売
株式会社阪和アルファビジネス	20百万円	100.0	損害保険代理店業
HANWA REINSURANCE CORP.	360百万円	100.0 (100.0)	キャプティブ

- (注) 1. 当期の連結子会社は上記の62社であり、持分法適用非連結子会社は13社であります。
2. 「議決権の比率」の（ ）内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。

(7) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	92,590百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	85,083百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	56,335百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	30,406百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	5,000百万円

(8) 主要な事業所

国 内 当社本社 大阪本社（大阪市中央区）、東京本社（東京都中央区）
 当社支社 名古屋支社（名古屋市中村区）、九州支社（福岡市博多区）
 当社支店 北海道支店（札幌市中央区）、東北支店（仙台市青葉区）、
 新潟支店（新潟市中央区）、北陸支店（富山市）、中国支店（広島市中区）

（注）上記の他、当社の営業所9か所があります。

海 外 当社支店 ヨハネスブルグ支店
 現地法人 HANWA AMERICAN CORP.（米国）、阪和（上海）管理有限公司（中国）、
 阪和（香港）有限公司（中国）、HANWA THAILAND CO., LTD.（タイ）、
 HANWA SINGAPORE（PRIVATE）LTD.（シンガポール）、台湾阪和興業股份有
 限公司（台湾）、PT. HANWA INDONESIA（インドネシア）など24か国25法
 人41か所

（注）上記の他、当社の事務所1か所があります。

（注）上記の他、国内外に当社グループの事業所、工場などがあります。当社グループの主要な子会社の概要は、「(6) 重要な子会社の状況」（39ページ～42ページ）に記載のとおりです。

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数
鉄 鋼 事 業	3,441名
プ ラ イ マ リ ー メ タ ル 事 業	93名
リ サ イ ク ル メ タ ル 事 業	256名
食 品 事 業	196名
エ ネ ル ギ ー ・ 生 活 資 材 事 業	256名
海 外 販 売 子 会 社	705名
そ の 他	296名
全 社 (共 通)	445名
計	5,688名

- (注) 1. 従業員数は、企業集団から企業集団外への出向者を除いた就業人員数であります。
 2. 全社（共通）として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
1,745名	89名増	37.4才	11.5年

(注) 従業員数は、当社から関係会社等への出向者を除いた就業人員数であります。

2 会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 114,000,000株
- ② 発行済株式の総数 42,332,640株（自己株式1,949,904株を含む。）
- ③ 当期末株主数 9,325名（前期末比875名増）
- ④ 大株主

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,510	13.65
阪 和 興 業 取 引 先 持 株 会	2,374	5.88
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	1,716	4.25
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,526	3.78
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2	1,192	2.95
阪 和 興 業 社 員 持 株 会	1,112	2.76
D F A I N T L S M A L L C A P V A L U E P O R T F O L I O	641	1.59
日 本 製 鉄 株 式 会 社	600	1.49
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 0 0 1	551	1.36
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	522	1.29

- (注) 1. 当社は、自己株式1,949,904株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
業 務 執 行 取 締 役	12,335株	7名

- (注) 1. 当事業年度中に社外取締役及び監査役に対して職務執行の対価として交付した株式はありません。
 2. 当社の株式報酬の内容につきましては、「(2)会社役員に関する事項②当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額」（48ページ～49ページ）に記載のとおりであります。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	加 藤 恭 道	
代 表 取 締 役 社 長	中 川 洋 一	
取締役専務執行役員	倉 田 泰 晴	リサイクルメタル部門・プライマリーメタル部門・製鉄資源統轄
取締役専務執行役員	畠 中 康 司	大阪本店長 兼 九州支社・中国支店・北陸支店総轄
取締役専務執行役員	篠 山 陽 一	東京鋼板部門・新潟支店・住宅資材部門統轄
取 締 役	堀 龍 児	リスクモンスター株式会社社外取締役
取 締 役	中 井 加明三	株式会社太平エンジニアリング社外取締役
取 締 役	古 川 玲 子	日本発条株式会社社外取締役
取 締 役	佐 藤 千 佳	アサヒグループホールディングス株式会社社外取締役
取締役常務執行役員	松 原 圭 司	東京厚板・機械部門・全社線材特殊鋼事業・東アジア統轄
取締役常務執行役員	本 田 恒	管理部門統轄
監 査 役（常 勤）	川 西 英 夫	
監 査 役（常 勤）	池 田 佳 正	
監 査 役	高 橋 秀 行	株式会社サンシャインシティ社外取締役 株式会社あおぞら銀行社外取締役
監 査 役	櫻 井 直 哉	
監 査 役	國 賀 久 徳	

- (注) 1. 取締役 堀龍児、中井加明三、古川玲子、佐藤千佳の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 高橋秀行、櫻井直哉、國賀久徳の各氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 堀龍児、中井加明三、古川玲子、佐藤千佳の各氏及び監査役 高橋秀行、櫻井直哉、國賀久徳の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 監査役 高橋秀行、國賀久徳の両氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役及び監査役全員との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる、職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることにより生ずる損害、及び法令の規定に違反したことが疑われ又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約の被保険者は以下のとおりであります。
- ・当社及び当社の会社法上の子会社（この項において以下、「当社等」という。）の取締役、監査役及び執行役員
 - ・当社等の従業員であって、当社等の指示に基づき当社等以外の会社の取締役、監査役又は執行役員に就任した者
7. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役の氏名、退任時の会社における地位、退任年月日及び退任事由は、次のとおりであります。

氏 名	退任時の会社における地位	退任年月日（退任事由）
長 嶋 日出海	取締役専務執行役員	2024年6月26日（任期満了）
手 島 達 也	取締役	2024年6月26日（任期満了）
名 出 康 雄	監査役	2024年6月26日（任期満了）
大久保 克 則	監査役	2024年6月26日（辞任）

8. 2025年4月1日付けで、次のとおり異動がありました。

氏 名	異動後の会社における地位	異動後の担当及び重要な兼職の状況
畠 中 康 司	取締役副社長執行役員	大阪本店長 兼 九州支社・中国支店・北陸支店総轄
倉 田 泰 晴	取締役専務執行役員	—
篠 山 陽 一	取締役専務執行役員	東京鋼板部門・住宅資材部門・名古屋支社・新潟支店統轄
松 原 圭 司	取締役専務執行役員	東京厚板・機械部門・全社線材特殊鋼事業・東アジア統括

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は以下のとおりであります。

当社の取締役の報酬体系は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するものとし、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、役職位毎の標準報酬額を基礎とし、持続的な成長を目指す中長期の課題への取り組み姿勢やその成果を重視して、社長を委員長とする役員評価委員会においてなされた取締役の総合評価を勘案して決定する月例の固定額の基本報酬及び経営陣全体として負う事業年度ごとの業績に関する指標を反映した業績連動報酬の２種類の金銭報酬、並びに中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的とした非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬により構成されております。なお、監督機能を担う社外取締役にについては、その職務に鑑み、基本報酬のみとしております。

種類別の報酬割合の決定にあたっては、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえつつ、役員報酬委員会において検討を行うこととしております。

また、決定方針の決定方法は、過半数の委員が社外取締役及び社外監査役で構成される役員報酬委員会で作成して取締役会へ答申し、取締役会で決定しております。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、取締役報酬限度額に係る株主総会の決議に基づき取締役会が個人別の報酬額を決定しています。当該決定にあたっては、過半数の委員が社外取締役及び社外監査役で構成される役員報酬委員会において上記の決定方針を踏まえて審議を行い、個人別の基本報酬額、業績連動報酬額の算定方法、並びに非金銭報酬の内容及び当該非金銭報酬の額又は数の原案を作成して取締役会へ答申しております。

当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	613 (57)	367 (57)	168 (一)	77 (一)	13 (5)
監査役 (うち社外監査役)	99 (41)	99 (41)	—	—	7 (5)

- (注) 1. 上記金額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。
3. 取締役の報酬は、2006年6月29日開催の第59回定時株主総会において（年額）8億60百万円以内（当該定めに係る取締役の員数は21名）と決議いただいております。
- また、上記の報酬とは別枠で、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2023年6月23日開催の第76回定時株主総会において、当社の業務執行取締役に對し、（年額）1億50百万円以内（当該定めに係る取締役の員数は8名）の譲渡制限付株式を付与することを決議いただいております。これにより発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は年50,000株以内としており、その交付状況は「会社の現況に関する事項（1）株式に関する事項」（45ページ）に記載のとおりであります。
- 監査役の報酬は2023年6月23日開催の第76回定時株主総会において（年額）1億20百万円以内（当該定めに係る監査役の員数は5名）と決議いただいております。
4. 業績連動報酬として取締役に對して賞与を支給しております。業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、当期連結経常利益の額であり、また、当該業績指標を選定した理由は、業績連動報酬を、経営陣全体として負う事業年度ごとの業績に対する結果責任への対価として位置づけているためであります。
- 業績連動報酬の額の算定方法は、下記のとおりであります。

記

- a) 業務を執行する、各取締役への業績連動給与の支給額は、b)で算定された基準額にc)に定める役職位別係数を乗じた金額（1万円未満切捨）とする。
- b) 基準額 = $(0.0125 \times \text{当期連結経常利益} + 40,000,000) \div 27$
- c) 各役職位別の係数は、取締役会長1.0、取締役社長1.0、取締役副会長0.95、取締役副社長執行役員0.9、取締役専務執行役員0.8、取締役常務執行役員0.7、取締役執行役員0.6とする。
- d) 各取締役に支給する額は、それぞれ取締役会長4,800万円、取締役社長4,800万円、取締役副会長4,560万円、取締役副社長執行役員4,320万円、取締役専務執行役員3,840万円、取締役常務執行役員3,360万円、取締役執行役員2,880万円を超えない金額とする。
- e) 業務を執行する取締役に支給する業績連動給与の総額の上限は、4億円とする。業務を執行する取締役に支給する、a) で定めた支給額の合計が前記上限を超える場合、各取締役に對する支給額は、総額の上限に役職位別係数を乗じた数を、業務を執行する全取締役の役職位別係数の合計で除した金額（1万円未満切捨）とする。
- f) 当期連結損益及び包括利益計算書における経常利益金額が130億円未満の場合は業績連動給与を支払わないものとする。
- g) 業務を執行する期間が当該事業年度の2分の1に達しない取締役に對しては業績連動給与を支給しない。
- h) 業務執行役員でない取締役及び監査役に對しては業績連動給与を支給しない。

なお、当事業年度を含む経常利益金額の推移は、「企業集団の現況に関する事項（5）財産及び損益の状況の推移」（39ページ）に記載のとおりであります。

③ 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	主な活動状況	重要な兼職の状況 及び当社との関係
社外取締役	堀 龍 児	当期に開催した取締役会16回中16回に出席し、総合商社で培われたリスク管理の知識、法律の専門家としての広範な知見及び大学教授や他の会社の役員としての幅広い経験をもとに適宜発言を行い、業務執行に対する適切な監督機能を果たしております。また、同氏は、役員指名委員会及び役員報酬委員会の委員を務めており、両委員会において、専門的な経験や見識を踏まえ、適宜発言を行っております。	リスクモンスター株式会社社外取締役 (上記重要な兼職先と当社との間に特段の取引関係等はありません。)
社外取締役	中 井 加明三	当期に開催した取締役会16回中16回に出席し、証券業界や不動産業界に関する豊富な知識と経験をもとに適宜発言を行い、業務執行に対する適切な監督機能を果たしております。また、同氏は、役員指名委員会及び役員報酬委員会の委員を務めており、両委員会において、経営者としての経験を踏まえ、適宜発言を行っております。	株式会社太平エンジニアリング社外取締役 (上記重要な兼職先と当社との間に特段の取引関係等はありません。)
社外取締役	古 川 玲 子	当期に開催した取締役会16回中16回に出席し、情報システムや内部統制に関する豊富な知識と実務経験をもとに適宜発言を行い、業務執行に対する適切な監督機能を果たしております。また、同氏は、役員指名委員会及び役員報酬委員会の委員を務めており、両委員会において、専門的見地から適宜発言を行っております。	日本発条株式会社社外取締役 (上記重要な兼職先と当社との間に特段の取引関係等はありません。)
社外取締役	佐 藤 千 佳	2024年6月の就任以降に開催した取締役会13回中12回に出席し、グローバル企業で培われた人事領域の豊富な経験と幅広い見識をもとに適宜発言を行い、業務執行に対する適切な監督機能を果たしております。また、同氏は、役員指名委員会及び役員報酬委員会の委員を務めており、両委員会において、専門的見地から適宜発言を行っております。	アサヒグループホールディングス株式会社社外取締役 (上記重要な兼職先と当社との間に特段の取引関係等はありません。)

区 分	氏 名	主な活動状況	重要な兼職の状況 及び当社との関係
社外監査役	高 橋 秀 行	当期に開催した取締役会16回中16回、監査役会13回中13回に出席し、金融機関の業務で培われた金融及び財務に関する専門知識、並びに経営及び監査の経験をもとに、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するために有益な発言を行っております。また、同氏は、役員指名委員会及び役員報酬委員会の委員を務めており、両委員会において、経営者としての経験を踏まえ、適宜発言を行っております。	株式会社サンシャインシティ社外取締役 株式会社あおぞら銀行社外取締役 (上記重要な兼職先と当社との間に特段の取引関係等はありません。)
社外監査役	櫻 井 直 哉	2024年6月の就任以降に開催した取締役会13回中13回、監査役会10回中10回に出席し、グローバルに展開する事業会社で培われた幅広い企業法務の見識をもとに、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するために有益な発言を行っております。また、同氏は、役員報酬委員会の委員を務めており、同委員会において、経営者としての経験を踏まえ、適宜発言を行っております。	
社外監査役	國 賀 久 徳	2024年6月の就任以降に開催した取締役会13回中13回、監査役会10回中10回に出席し、金融機関の業務で培われた金融及び財務に関する専門知識、並びに豊富な国際経験をもとに、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するために有益な発言を行っております。また、同氏は、役員報酬委員会の委員を務めており、同委員会において、経営者としての経験を踏まえ、適宜発言を行っております。	

※本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	903,705
現金及び預金	65,313
受取手形、売掛金及び契約資産	415,339
電子記録債権	92,458
棚卸資産	279,179
その他	53,195
貸倒引当金	△1,781
固定資産	262,100
有形固定資産	89,945
建物及び構築物	26,338
土地	40,461
その他	23,145
無形固定資産	10,094
投資その他の資産	162,060
投資有価証券	116,299
長期貸付金	19,888
退職給付に係る資産	3,648
繰延税金資産	3,282
その他	21,016
貸倒引当金	△2,074
資産合計	1,165,805

(単位：百万円)

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	461,670
支払手形及び買掛金	268,513
電子記録債務	39,874
短期借入金	81,120
1年内償還予定の社債	15,000
未払法人税等	12,320
賞与引当金	5,497
製品保証引当金	53
その他	39,291
固定負債	314,664
社債	45,000
長期借入金	236,520
繰延税金負債	13,767
再評価に係る繰延税金負債	893
退職給付に係る負債	1,759
その他	16,723
負債合計	776,335
純資産の部	
株主資本	339,695
資本金	45,651
資本剰余金	1,384
利益剰余金	298,252
自己株式	△5,593
その他の包括利益累計額	43,360
その他有価証券評価差額金	20,876
繰延ヘッジ損益	836
土地再評価差額金	1,941
為替換算調整勘定	17,260
退職給付に係る調整累計額	2,446
非支配株主持分	6,414
純資産合計	389,470
負債純資産合計	1,165,805

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		2,554,514
売上原価		2,413,907
売上総利益		140,607
販売費及び一般管理費		79,074
営業利益		61,532
営業外収益		
受取利息	4,078	
受取配当金	3,987	
持分法による投資利益	2,604	
その他	1,705	12,375
営業外費用		
支払利息	8,715	
為替差損	2,367	
その他	3,079	14,161
経常利益		59,746
特別利益		
投資有価証券売却益	5,203	
関係会社出資金売却益	996	6,199
特別損失		
固定資産除却損	105	
投資有価証券評価損	351	457
税金等調整前当期純利益		65,489
法人税、住民税及び事業税	19,215	
法人税等調整額	133	19,349
当期純利益		46,140
非支配株主に帰属する当期純利益		658
親会社株主に帰属する当期純利益		45,482

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	745,290
現金及び預金	49,155
受取手形	11,095
電子記録債権	82,349
売掛金	340,199
棚卸資産	176,318
前渡金	16,398
前払費用	629
関係会社短期貸付金	61,341
その他	9,381
貸倒引当金	△1,579
固定資産	224,291
有形固定資産	31,168
建物	8,640
構築物	908
機械及び装置	1,167
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	215
土地	19,462
リース資産	83
建設仮勘定	689
無形固定資産	6,324
ソフトウェア	5,979
その他	344
投資その他の資産	186,799
投資有価証券	62,146
関係会社株式	103,135
出資金	6,136
関係会社出資金	4,020
長期貸付金	766
関係会社長期貸付金	5,762
破産更生債権等	257
長期前払費用	529
前払年金費用	476
その他	3,912
貸倒引当金	△344
資産合計	969,581

(単位：百万円)

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	389,038
支払手形	1,756
電子記録債務	32,040
買掛金	246,428
短期借入金	39,900
1年内償還予定の社債	15,000
リース債務	40
未払金	11,160
未払費用	1,420
未払法人税等	9,665
前受金	6,671
預り金	19,974
前受収益	117
賞与引当金	3,791
製品保証引当金	53
工事損失引当金	2
その他	1,015
固定負債	295,823
社債	45,000
長期借入金	236,100
リース債務	50
繰延税金負債	6,661
再評価に係る繰延税金負債	893
退職給付引当金	357
その他	6,760
負債合計	684,862
純資産の部	
株主資本	262,924
資本金	45,651
資本剰余金	163
その他資本剰余金	163
利益剰余金	222,702
利益準備金	7,731
その他利益剰余金	214,971
圧縮記帳積立金	7
繰越利益剰余金	214,964
自己株式	△5,593
評価・換算差額等	21,794
その他有価証券評価差額金	20,512
繰延ヘッジ損益	△658
土地再評価差額金	1,941
純資産合計	284,719
負債純資産合計	969,581

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		1,898,922
売上原価		1,810,166
売上総利益		88,755
販売費及び一般管理費		46,795
営業利益		41,960
営業外収益		
受取利息	4,544	
受取配当金	5,447	
その他	1,268	11,261
営業外費用		
支払利息	7,166	
為替差損	739	
支払手数料	1,190	
その他	1,417	10,513
経常利益		42,708
特別利益		
投資有価証券売却益	2,824	
関係会社株式売却益	3,557	
関係会社出資金売却益	332	6,714
特別損失		
投資有価証券評価損	345	
関係会社出資金売却損	200	546
税引前当期純利益		48,876
法人税、住民税及び事業税	14,631	
法人税等調整額	△893	13,737
当期純利益		35,138

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

阪和興業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 龍田 佳典
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山中 智弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、阪和興業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪和興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

阪和興業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 龍田佳典
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山中智弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、阪和興業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を監査業務の品質管理に関する諸法令・基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月8日

阪和興業株式会社	監査役会	
監査役（常勤）	川 西 英 夫	㊞
監査役（常勤）	池 田 佳 正	㊞
監査役（社外監査役）	高 橋 秀 行	㊞
監査役（社外監査役）	櫻 井 直 哉	㊞
監査役（社外監査役）	國 賀 久 徳	㊞

以 上

株主総会会場ご案内図



会場

**HK淀屋橋ガーデンアベニュー
阪和興業株式会社 7階会議室**

大阪府中央区伏見町四丁目3番9号

電話：(06)7525-5000



交通のご案内

大阪メトロ御堂筋線・京阪電車

「淀屋橋駅」下車

13号出口から徒歩約2分

バリアフリールートをご利用の方は、10号出口のエレベーターで地上へご移動後、地図上の点線に沿ってお越しください。



※駐車場・駐輪場のご用意はございません。ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
※ご来場の際にお手伝いが必要な株主様は、**2025年6月19日(木)までに**下記メールアドレスまでご連絡ください。

ご連絡先メールアドレス

stock_affairs@hanwa.co.jp

HK HANWA
阪和興業株式会社

